

滋賀労働



滋賀県労働広報紙

644号
2017

しごとチャレンジフェスタ2017& 滋賀ものづくりフェア2017を開催しました!

平成29年10月28日(土)、29日(日)の2日間、しごとチャレンジフェスタ2017(主催:しごとチャレンジフェスタ実行委員会)、滋賀ものづくりフェア2017(主催:滋賀県技能振興コーナー/滋賀県職業能力開発協会 厚生労働省委託事業)を竜王町総合運動公園(ドラゴンハットほか)で開催し、2日間で延べ約5,000人の来場者がありました。

プロの指導により、様々なしごとやものづくりを体験する43種類の「体験教室」や匠の技の披露などを企業や団体等の協力で実施し、延べ2,445人の小中学生が、楽しみながら「しごと」や「ものづくり」への理解を深めました。



●大工さんといっしょに家を建てよう!



●入門! 伝統工芸 組子飾りの小物入れ

ワーク・ライフ・バランスに取り組んで、自社をPRしませんか。

県では、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に取り組んでいる企業を「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録する制度を設けています。

登録企業を県のホームページで広く紹介することにより、各企業がその取組を一層進め、さらに多くの企業に取り組んでいただくことにより、働きやすい職場環境づくりを推進することを目的としています。

登録を希望される企業の方は、次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定し、滋賀労働局雇用環境・均等室に届出をいただいたうえで、当課において滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録をお願いします。

登録済みの企業の方も、ホームページに行動計画に基づく取組の成果などをPRしていただく欄を設けておりますので、自社の魅力発信のためにご活用いただけます。

また、ワーク・ライフ・バランスの取組方法等についても、専門の相談員がアドバイス等を行っておりますので、あわせてご活用ください。

【お問い合わせ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課労政福祉係

T E L : 077-528-3751 E-mail : fe0001@pref.shiga.lg.jp

しがのワーク・ライフ・バランス で検索

目次

- P2 労働者の募集・採用に当たって、年齢にこだわっていませんか?
法務省 大阪矯正管区からのお知らせ
- P3 大学と滋賀県が就職支援に関する協定を締結しました
シルバー人材センター 会員募集中!
- P4 「滋賀県技能者表彰(おうちの匠)」、「おうちのマイスター」認定について
- P5 「現場の基本力」研修の開催について
在職者訓練(技能向上セミナー)のご案内
- P6 平成30年度障害者雇用納付金の申告・申請に向けた説明会のお知らせ
- P7 「しがふあみ」にぜひご加入ください!
滋賀県立図書館は滋賀の産業を応援します
- P8 「WORKしが」で企業の魅力を、若年求職者へ発信しませんか
公式Twitter「働くなら滋賀」フォローお待ちしております
- P9 滋賀県健康経営セミナー開催のお知らせ
育休後のハッピー・キャリア・カフェ参加者募集
中小企業退職金共済制度のご案内
- P10 労働相談Q&A「有期労働契約の無期転換ルールについて」
- P11 労働委員会だより「労働委員会のあっせん制度をご活用ください!」
- P12 最低賃金改正のお知らせ
「労働問題セミナー」のご案内

労働者の募集・採用に当たって、年齢にこだわっていませんか？

- 労働者一人一人に、より均等な働く機会が与えられるよう、募集・採用における年齢制限は原則として（※）禁止されています。（雇用対策法（昭和41年法律第132号）第10条）

●年齢制限禁止の義務化は、個々人の能力、適性を判断して募集・採用していただくことで、一人ひとりにより均等な働く機会が与えられるようにすることを目的としています。
形式的に求人票を「年齢不問」とすれば良いということではありません。年齢を理由に応募を断ったり、書類選考や面接で年齢を理由に採否を決定することは法違反になります。

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第十条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

※ 以下の場合を除き、年齢制限を禁止

- ①定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- ②労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合
- ③長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- ④技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- ⑤芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合
- ⑥60歳以上の高齢者又は特定の年齢層の雇用を促進する施策（国の施策を活用しようとする場合に限る。）の対象となる者に限定して募集・採用する場合

【お問い合わせ先】

滋賀労働局職業安定部職業安定課 TEL：077-526-8609

法務省 大阪矯正管区からのお知らせ

受刑者・少年院在院者を雇用して 人材確保と社会貢献を実現しませんか

コレワーク西日本では、受刑者等の雇用を検討されている事業主の方に採用手続のためのお手伝いをさせていただきます！
お気軽に電話又はメールにてご相談ください。

雇用情報提供サービス

- 全国の実刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を素早くご紹介

➡ 求人の際は、ハローワークをご利用の上、特定の矯正施設を指定して求人票を登録する「受刑者等専用求人」をご活用ください。

採用手続支援サービス

- 事業主の方の矯正施設での採用手続を幅広くサポート

就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に対する各種支援制度をご案内
- 事業主の方に対する矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会をご案内

【お問い合わせ先】

コレワーク西日本

（大阪矯正管区矯正就労支援情報センター）

【所在地】〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67
大阪合同庁舎第2号館本館4階

【TEL】06-6941-5780

【e-mail】recruit-inmates-osaka@cccs.moj.go.jp

【受付時間】平日 10：00～17：00

法務省 コレワーク

検索

平成29年11月

大谷大学、花園大学、追手門学院大学と滋賀県が 就職支援に関する協定を締結しました。

滋賀県と大学が、相互に連携および協力に努め、大学生等に対し滋賀県内の企業等への就職活動を支援をすることにより、大学生等のUIターン就職を促進し、若者の滋賀県内での定着を図ります。

【連携事項】

- (1) 学生やその保護者に対する滋賀県内の企業情報、各種イベント等の周知に関すること。
- (2) 学内で行う合同企業説明会等の開催に関すること。
- (3) 滋賀県の学生向け就職情報提供サービスへの登録呼びかけに関すること。
- (4) 学生の地元就職に係る情報交換および実績把握に関すること。
- (5) 滋賀県内の企業等における学生のインターンシップ受け入れの支援に関すること。
- (6) その他学生のUIターン就職等の促進に関すること。

【締結式の様子】

11月10日 大谷大学、花園大学との協定締結式



(左から) 大谷大学 木越学長、滋賀県知事 三日月大造、
花園大学 丹治学長

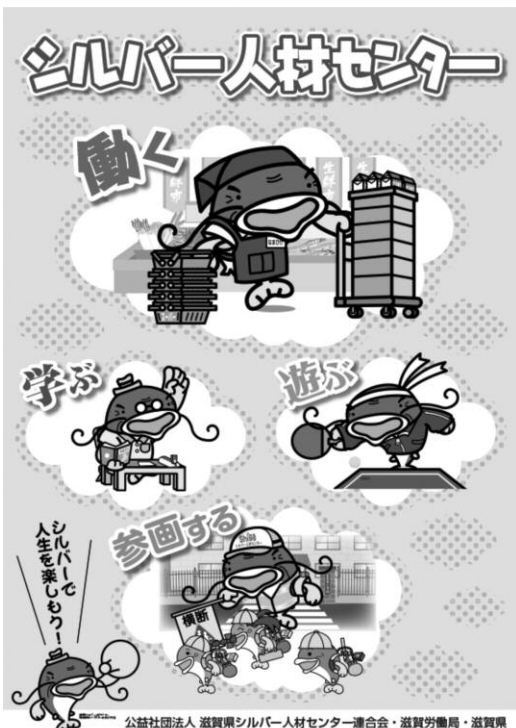
11月15日 追手門学院大学との協定締結式



(前列左4人目から) 追手門学院大学 川原学長、
滋賀県知事 三日月大造

シルバー人材センター 会員募集中!!

～あなたの知識・経験をシルバー人材センターで有効活用し、生きがいのある人生を～



◆シルバー人材センターの活動等については当連
合会 又は あなたの街のシルバー人材センタ
ーのHPをご覧ください。

◇技能講習受講生も募集中です。

県内在住の55歳以上で働く意欲のある方を対象に技能講習を開催しています。受講料は無料です。興味のある方は下記までお問い合わせください。

開催講習：旅館・ホテルスタッフ技能講習
ブラッシュアップパソコン講習(中級)

【お問い合わせ先】

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
〒520-0054 大津市逢坂1-1-1 テトラ大津3階
TEL：077-525-4128 FAX：077-527-9490
HP：http://www.sjc.ne.jp/shigapref

平成29年度 「おうみの名工」「おうみ若者マイスター」が決定しました

このたび、滋賀県技能者表彰受賞者（おうみの名工）と、おうみ若者マイスターが決定しました。また、この表彰式および認定式を、11月1日（水）滋賀県公館において行いました。

○滋賀県技能者表彰 「おうみの名工」

県内において、現役の優秀な技能者を表彰することにより、広く社会全般に技能尊重の気運を浸透させ、もって技能者の地位および技能水準の向上を図ることを目的としています。



▲「おうみの名工」表彰式

(敬称略・五十音順)

お名前	職種名	勤務先
太田 範 仁	板金工	ダイキン工業株式会社 滋賀製作所
大橋 政次郎	かざり職	白金屋
染 矢 泰 輔	時計・時計類似機器修理工	近江時計眼鏡宝飾専門学校
日 野 元 聖	ハム・ベーコン・ソーセージ製造工	株式会社千成亭
深 道 英 郎	西洋料理調理人	ホテルポストプラザ草津
古 川 登志雄	和生菓子製造工	古川日登堂
巻 本 幸 光	建築大工	巻本工務店

○「おうみ若者 マイスター」

優秀な若い技能者を「おうみ若者マイスター」として認定するとともに、技能振興活動に協力していただくことで、若年技能者の技能研さんへの意欲向上と、社会全般に技能尊重の気運が醸成されることを目的としています。



▲「おうみ若者マイスター」認定式

(敬称略)

お名前	職種名	勤務先
谷 田 奈津美	西洋料理調理人	ホテルポストプラザ草津
小 倉 知 樹	中華料理調理人	びわ湖大津プリンスホテル
片 山 和 人	産業用機械組立工	パナソニック株式会社 アプライアンス社
高 見 瑛 司	溶射工	株式会社シンコーメタリコン

「現場の基本力」研修

「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づき実施する事業です。

「やる気・元気を応援します！」スキルUPで新戦力！

滋賀県では、中小企業の人材育成を支援するため、中小企業で働く皆様にスキルアップの場を提供しています。「5S」を活用した職場環境改善の姿勢とスキルについて、分かりやすく実践的に身につけていただける研修を近江八幡市で開催します。

- 日時** 平成30年2月14日（水） 9:30～16:30
- 会場** 近江八幡商工会議所（近江八幡市桜宮町231番の2）
- 内容** 「5S」とは、「5S」実践のポイント、「5S」を継続しメンバーを活動に巻き込む方法など
- 講師** 株式会社クリエイション 中小企業診断士 今村 敦剛 氏
- 対象者** 中小企業で働く社員（業種を問わず、若手～リーダクラスの方）
- 定員** 25名程度（応募多数の場合は抽選）
- 締切** 平成30年2月1日（木）

【お問い合わせ先】滋賀県立高等技術専門校（草津校舎）

TEL：077-564-3296

受講申込書は滋賀県立高等技術専門校のホームページから入手できます。

受講
無料

在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練（技能向上セミナー）を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース

- 機械系**（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、機械製図、機械CADなど）
- 溶接系**（アーク溶接特別教育、半自動溶接基礎技能習得、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育など）
- 電気系**（現場で役立つ電気の知識、受変電設備の保守と試験、受変電設備の施工技術、電気主任技術者のための知識など）
- 建築系**（JW-CAD、木造住宅の耐震診断、住宅の省エネルギー性能評価、早描き建築室内パースなど）
- 制御系**（有接点リレーシーケンス、プログラマブルコントローラ制御、空気圧制御、油圧制御、VBAなど）

◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部が開催するコース

- 機械関係**（実践機械製図、製造技術者の油圧実践技術、製造技術者の空気圧実践技術、精密測定技術、生産現場で使う品質管理技法、製造現場における工程管理技法と改善、TIG溶接実践技術（ステンレス鋼板材編）、切削加工検証（旋削編）、旋盤高精度加工技術、熱処理と表面硬化技術など）
- 電気・電子関係**（実践電子回路計測技術、有接点シーケンス制御の実践技術、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、マイコン制御システム開発技術など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部	
施設	高等技術専門校米原校舎 （テクノカレッジ米原）	高等技術専門校草津校舎 （テクノカレッジ草津）	滋賀職業能力開発促進センター （ポリテクセンター滋賀）	滋賀職業能力開発短期大学校 （滋賀職能大）
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191	0748-31-2252
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/		ポリテクセンター滋賀HP「2017年度能力開発セミナーガイド」掲載中！ http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html 滋賀職能大HP「2017能力開発セミナーガイド」掲載中！ http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html	

事業主の皆様へ

平成30年度 障害者雇用納付金申告・申請 に向けた説明会のお知らせ

誰もが職業をとおして社会参加できる
共生社会を目指しています



対象は？

常用雇用労働者100名超の事業主

内容は？

平成30年度「障害者雇用 納付金制度に基づく申告・申請」に向けた制度の変更点、具体的な事務手続き・電子申告等についてご説明します。

いつ、どこで？

平成30年2~3月、右欄の順で開催します。

お申し込み方法

当課より別途案内文書を発出いたします。お手数ですが、案内文書をご確認頂き、当課あてお申し込み願います。

回	場所	開催日	時間	参加対象者
1	ポリテクセンター滋賀 (大津市)	2月 7日 (水)	10:30~12:00	申告・申請経験者
2			13:30~15:30	初めての担当者
3	長浜文化芸術会館 (長浜市)	2月 8日 (木)	13:30~15:30	初めての担当者
4	彦根公共職業安定所 (彦根市)	2月 9日 (金)	13:30~15:00	申告・申請経験者
5			2月14日 (水)	13:30~15:30
6	甲賀市商工会大ホール (甲賀市)	2月15日 (木)	10:30~12:00	申告・申請経験者
7			13:30~15:30	初めての担当者
8	東近江公共職業安定所 (東近江市)	2月16日 (金)	13:30~15:30	初めての担当者
9	滋賀職業能力開発短期大学校 (近江八幡市)	2月20日 (火)	13:30~15:00	申告・申請経験者
10	草津公共職業安定所会議室 (草津市)	2月21日 (水)	10:30~12:00	申告・申請経験者
11			3月 1日 (木)	13:30~15:30
12	ポリテクセンター滋賀 (大津市)	3月 2日 (金)	10:30~12:00	申告・申請経験者
13			13:30~15:30	初めての担当者

【お問い合わせ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 高齢・障害者業務課
TEL : 077-537-1214 / MAIL : shiga-kosyo@jeed.or.jp

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。 広告



けっこう使える。
ろうきん

ろうきん
イメージモデル
高梨 臨

すべての勤労者の笑顔のために
近畿ろうきん

<http://www.rokin.or.jp>

お客様センター ☎0120-191-968

月曜~金曜9:00~18:00(土曜・日曜・祝日、12月31日~1月3日は除く)

家庭の教育に企業の力を!!

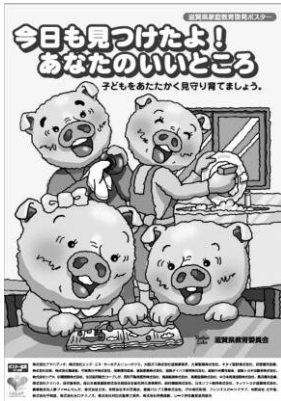
～子どもの育ちを支える取り組みの輪が広がっています～

しがふあみ（滋賀県家庭教育協力企業協定制度）とは

滋賀県教育委員会では、未来を担う子どもたちを育てる大切な営みを、社会全体で支え合うため、企業・事業所と協定を結び、子どもたちの健やかな育ちのための取り組みを推進しています。

あなたの企業・事業所も、
ぜひご加入ください!

無料



協定を結んだ企業・事業所は、次のような取組をさせていただいております。

- ポスターの掲示など、家庭教育についての従業員への啓発
- 中学生や高校生の職場体験の受け入れ、体験学習等の支援
- 参観日などに保護者が学校へ行きやすい職場づくり
- 子育てについて学ぶ機会となる学習講座の開催

(講師は県より派遣；無料)

詳しくは

1,432事業所と
協定を締結しています!
(H29.10.15現在)



【お問い合わせ先】

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課
TEL：077-528-4654 FAX：077-528-4962
Eメール：ma06@pref.shiga.lg.jp

滋賀県立図書館は 滋賀の産業を応援します



読んで



ひらめいて



一歩先へ!

「起業したい!」

「もっと効果的にPRしたい!」

「持続可能な経営について
知りたい!」

- ◆技術・工業分野、経済・産業分野の図書を重点的に整備しています。
- ※あなたのまちの図書館を通じての貸出しもできます。
- ◆希望団体に対して、ビジネス・産業分野の新着図書案内を行っています。
- ◆セミナー等にて、テーマにあわせた図書の出張展示を行っています。

【お問い合わせ先】

滋賀県立図書館サービス課 TEL：077-548-9691
ホームページ <http://www.shiga-pref-library.jp>



WORKしが

企業の魅力を、若年求職者へ発信しませんか？

～登録企業を募集中～

「WORKしが」は、滋賀県で就職を希望する大学（大学院を含む）・短期大学・高等学校等卒業予定者、および若年求職者のみなさんに、魅力あふれる県内企業の情報を発信する滋賀県最大級の企業情報サイトです。

若年者の採用をお考えの企業の皆様、ぜひご登録ください。

【登録方法】

https://www.workshiga.com/にアクセスし、トップページの「企業の皆様へ」をクリックの上、必要事項を記入して申請をお願いいたします。

インターンシップ・採用等の情報
発信に是非ご活用ください！



※注意事項※

平成31年3月卒の新卒採用情報の掲載は、広報解禁日である平成30年3月1日以降に公開可能となりますのでご注意ください。

★既に登録済みの企業のみなさまへ★

- ・ウェブサイト上の情報は、適宜最新の情報に更新をお願いします。
- ・更新頻度を上げることで、貴社の情報がより求職者の目に留まりやすくなります！
- ・セキュリティ上の観点から、定期的にパスワードの変更をお願いします。
- ・IDとパスワードを紛失された場合は、下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

★その他、「WORKしが」では県内情報を色々発信中！是非アクセスしてみてください！★

例)「しが就職情報コーナー」：統計データや県の取り組み、県が発行している冊子などの情報を掲載中です。

【お問い合わせ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課産業人材戦略係

TEL:077-528-3759 Email: fe0008@pref.shiga.lg.jp

公式Twitter

働くなら滋賀



県から滋賀の就職情報をお知らせします。



キャッフィーが滋賀県内での合同企業説明会の開催案内や各種認証企業情報サイト、公共職業訓練の案内等、就職に役立つ情報をつぶやきます。

皆様のフォローをお待ちしています(^o^)



@shiga_hataraku

登録は無料です。
ただし、通信料は利用者の負担となります。



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・低費用で公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

- ①あっせんにより円満解決 ②あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
③早期解決 ④毎週土曜日開催で利用しやすい ⑤現在、無料にて解決

総合労働相談所

開催日：毎週 土曜日
13:00～17:00

年金相談センター

開催日：毎月 第2土曜日
13:00～17:00
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。 Tel.077-526-3760



広告

滋賀県社会保険労務士会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
http://www.sr-shiga.com/

滋賀県 健康経営セミナー開催のお知らせ

企業が従業員の健康に配慮することによって、生産性や企業価値を高める「健康経営」という考え方が注目されています。今回のセミナーでは、講演や取組報告を通じて、健康経営の最新の動向や企業における戦略、実践などをご紹介します。

皆様のご参加をお待ちしています。

【開催日時】 平成30年2月7日（水） 13:30～17:00（受付13:00～）
 【会場】 滋賀県庁 東館7階 大会議室（大津市京町四丁目1番1号）
 【内容】 講演1 「社員への健康投資で会社を成長させるコツ」
 自治医科大学 客員教授 古井祐司氏

講演2 「社員の健康管理戦略の考え方」
 株式会社平和堂 統括産業医 河津雄一郎氏

取組報告 県内企業の実践例

座長 滋賀医科大学社会医学講座 准教授 埜田和史氏

【対象者】 企業関係者、産業保健専門職、保険者、行政担当者等

【参加費】 無料

【定員】 150名（先着順） 【申込締切日】 平成30年1月26日（金）

【申込方法】 ①企業・団体名②住所③参加者氏名と部署名④電話番号を明記の上、FAX、メールまたは電話にて下記までお申し込みください。

【主催】 滋賀県健康いきいき21地域・職域連携推進会議

【お問い合わせ先】 滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課

TEL:077-528-3651 FAX:077-528-4857 MAIL:eg00@pref.shiga.lg.jp

育休後のハッピー・キャリア・カフェを開催します！

仕事をしながら子育てをしたい方を応援するため、自分らしい働き方を考える「育休後のハッピー・キャリア・カフェ」を開催します。

育休からすでに復帰されている方も大歓迎です。是非、ご参加ください。

【日時】 平成30年2月25日（日） 14:00～16:30

【講師】 育休後コンサルタント 山口 理栄氏

【内容】 講演・先輩女性のインタビューとワークショップ、交流タイム

【参加対象者】 産休中・育休中の方、育休から復帰された方、育休取得予定の方、およびそのパートナー

【定員】 50名（先着順）

【託児】 定員50名（無料・先着順）

【参加費】 無料

【会場】 ホテルピアザびわ湖 6F クリスタルルーム（大津市におの浜一丁目1-20）

【お問い合わせ先】 滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課

TEL:077-528-3770 FAX:077-528-4807 E-mail:fg00@pref.shiga.lg.jp

※その他詳細は、滋賀県女性活躍推進課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/danjo/> [滋賀県女性活躍推進課](#) で検索

安全・有利・手軽な中退共制度を活用しませんか

中小企業退職金共済制度（中退共制度）は、中小企業のための国の退職金制度です。

- ▼掛金の一部を国が助成します。
 - ▼掛金は全額非課税で手数料もかかりません。
 - ▼外部積立で管理が簡単です。
 - ▼パートタイマーや家族従業員も加入できます。
 - ▼他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。
- 詳しくは「中退共」で検索してホームページへ

【お問い合わせ先】 中小企業退職金共済事業本部 TEL:03-6907-1234

労働相談 Q & A

テーマ

『有期労働契約の無期転換ルールについて』

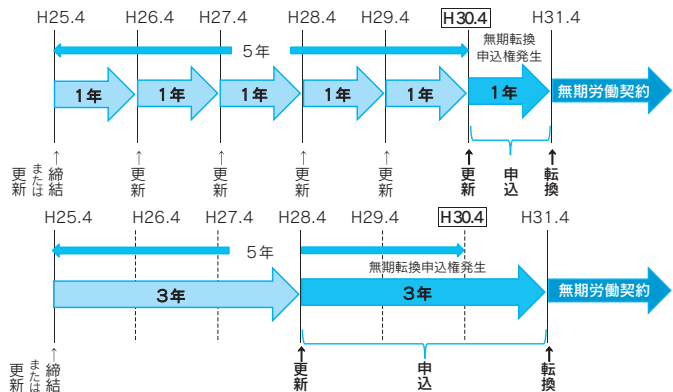
平成25年4月1日に改正労働契約法が施行され、有期労働契約を1回以上更新し、労働契約期間が通算5年を超えた労働者が、5年を超える日を含む労働契約期間に事業主に申し込めば有期労働契約が無期労働契約に転換される制度（無期転換ルール）が始まりました。通算の対象は、平成25年4月1日以降に締結された有期労働契約です。今回はこの無期転換ルールをよくある質問についてお答えします。

質問 どのような労働者が無期転換ルールの対象となるのですか？

回答 パート、アルバイト、契約社員などの名称にかかわらず、原則として期間に定めのある有期労働契約が5年を超えるすべての労働者が対象となります。

質問 無期転換申込権が発生する時期を具体的に教えてください

回答 例えば、平成25年4月1日から1年契約を5回更新している契約社員であれば、6年日以降の平成30年4月1日から無期転換申込権が発生します。なお、6回目の労働契約期間で無期転換の申込をしなかったときは、次の更新以降でも無期転換の申込ができます。
3年契約を更新している場合、通算5年を超える平成30年4月1日を含む平成28年4月1日から平成31年3月31日までの労働契約期間に無期転換申込権が発生することになりますので、現時点でも申し込みが可能です。



※無期転換ルールにはいくつか特例があります。
 ・大学の研究者・教員等については、無期転換申込権発生までの期間が10年となります。
 ・「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」に基づく労働局長の認定を受けた企業に雇用される以下の労働者については、それぞれの期間について無期転換申込権が発生しません。
 ①専門知識を有する有期雇用労働者（高度専門職）…プロジェクト完了（最長10年）までの期間
 ②定年後に引き続き同じ使用者に再雇用される有期雇用労働…定年後引き続き再雇用されている期間

質問 いつの時点で無期労働契約は成立するのですか？

回答 労働者が無期転換を申し込んだ場合、事業主は承諾したものとみなされ、無期労働契約がその時点で成立します。無期に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からです。
したがって、申込み時の労働契約が終了する時点で、労働者を退職させる場合は、雇止めではなく、解雇になるため、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合は、権利濫用に該当するものとして解雇が無効となります（労働契約法第16条）。また、申込み時の労働契約が終了する前に、途中で契約を終了させる場合は、有期労働契約期間中の解雇となるため、「やむを得ない事由」がある場合でなければ、解雇はできません（労働契約法第17条）。
なお、解雇については、当然に労働基準法第20条に基づく手続き（30日前の予告もしくは解雇予告手当の支払い）が必要となりますので、ご注意ください。

質問 無期転換すると正社員になるのですか？

回答 無期転換ルールは、正社員に転換する制度ではなく、あくまで労働契約期間を有期から無期に転換する制度です。無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、労働協約や就業規則、個々の労働契約で「別段の定め」がない限り、直前の有期労働契約の内容と同一となります。ただし、企業側には、無期転換する人材の中長期的な活用方法を検討し、より良い労働条件での雇用が望まれます。

「無期転換ルール」についてのお問い合わせは、滋賀労働局雇用環境・均等室（TEL:077-522-6648）までお願いします。

滋賀県労働相談所 ー労働に関する疑問・トラブルはありませんかー

電話番号 077-511-1402

0120-967164 (フリーアクセスは、滋賀県内固定電話(もしくは公衆電話)からのみ利用可能です。)

開設時間 月曜日～金曜日（平日）10時～20時（12:30～13:30、15:00～15:15は除く）
月曜日～金曜日（祝日）17時～20時
土・日曜日 10時～16時（12:30～13:30は除く）

場所 大津市打出浜 2-1 コラボしが 21 6階（面談による相談は事前連絡が必要です）

労働委員会のあっせん制度をご活用ください!

労働委員会では、労働組合や労働者個人と会社との交渉が行き詰まったときに間に入って、双方の主張を聴き、助言を行い、話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。今回は、あっせんの具体的な事例を紹介します。（実際の事例をもとに、内容を変えています）

事例1(労働組合からの申請)

事例の概要

病院の看護師であるAさんら4名は、病院内で組合を立ち上げ、病院を運営する法人に労働条件の改善を求める団体交渉を申し入れた。

法人は、組合員の中に管理監督者（病院付属の老人保健施設の施設長）が含まれており、組合員資格に疑義があるとして、団体交渉に応じなかった。組合は、組合員の中に労働組合法2条の「使用者の利益を代表する者」はいないとして、団体交渉の応諾を求め、あっせんに申請した。

労働組合の主張

組合の副委員長は施設長ではあるが、職務実態も他の職員と同じローテーション勤務で、オンコール（待機）も月15回こなすなど、労働組合法2条但書1号には該当しない労働者である。

会社の主張

施設長は、職員のローテーションを組み、昇進や採用に際しても意見を言う立場にあり、管理監督者である。管理監督者が加入する組合との団体交渉には応じられない。

あっせん

あっせん員は、①労組法2条但書1号でいう使用者の利益を代表する者は限定されること、②「利益代表者が当該交渉事項に関して使用者の機密事項を漏えいしている場合など、組合に利益代表者が参加していることに起因して適正な団体交渉の遂行が期待しがたい特別の事情の存在を具体的に明らかにしないまま団体交渉を拒否することは、正当な理由を欠く。」とする裁判例があることなどを法人に説示したところ、法人は団体交渉に応じることとし、組合もあっせん申請を取り下げた。



(労働者)
・突然、会社から解雇を言い渡されたが、納得できない。
・採用時に示された労働条件が、実際の状況と違う。

事例2(労働者からの申請)

事例の概要

Xさんはスーパーのパート店員として、半年毎の契約を反復更新し15年以上勤務してきたが、契約期間を数か月残した段階で突然解雇を通告された。

解雇理由が勤務態度不良とされていたことに納得できないXさんは、謝罪と解雇処分の撤回を求め、あっせんに申請した。

Xさんの主張

勤務態度について、これまできちんとした注意は受けておらず、解雇理由には納得できない。店長から指導はあったが、解雇に至るほどの勤務態度の不良とは到底思えない。

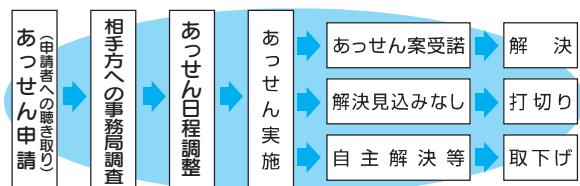
会社の主張

直近の契約更新の際、店長が勤務態度について指導し、契約更新後も勤務態度が改善されない場合は、辞めてもらうと話していた。契約更新後も改善されない面があったので、解雇した。

あっせん

あっせん員は、労使双方の事情を聴き取るとともに、会社に対して、有期契約労働者の期間途中解雇に当たっては、当該契約期間は雇用するという約束があるにもかかわらず、期間満了を待たず直ちに雇用を終了せざるを得ないような特別の、重大な、やむを得ない事情が通常の解雇以上に必要であることを説き、今回の解雇は要件を満たさない可能性が高い旨指摘した。その結果、会社が謝罪の意の表明と解決金を支払う意向を示し、Xさんも最終的には復職にこだわらないとして、これらを内容とするあっせん案を双方が受け入れ、紛争は解決した。

あっせんの流れ(例)



(会社)
・やむを得ない事情で社員に配転命令を出したが、理由なく拒否された。
・手当の見直しを申し入れたが、組合交渉が行き詰まった。



- ★毎月第4金曜日は、当委員会委員（公・労・使各1名）による「月例労働相談」を開催しています。
- ★労働委員会への相談、不当労働行為救済申立て、あっせん申請等の手続は無料です。まずは、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

滋賀県労働委員会事務局 TEL:077-528-4473 <http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階

最低賃金改正のお知らせ

滋賀県最低賃金（地域別最低賃金）は、平成29年10月5日から
1時間 **813円**となりました

平成29年12月29日より下記のとおり滋賀県内の特定（産業別）最低賃金が改定されます。

ガラス・同製品、セメント・同製品、 衛生陶器、炭素・黒鉛製品、 炭素繊維製造業	はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	計量器・測定器・分析機器・試験機、 光学機械器具・レンズ、 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業
時間額 888円	時間額 891円	
自動車・同附属品製造業	各種商品小売業	
時間額 896円	時間額 818円	時間額 875円

- ・最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。
- ・派遣労働者には派遣先事業場が所在する地域の最低賃金が適用されます。
- ・特定（産業別）最低賃金については、年齢、業務、業種により適用除外されるものがあります。
- ※詳しくは、滋賀労働局のホームページをご覧ください。（<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）

【お問い合わせ先】

滋賀労働局労働基準部賃金室 TEL:077-522-6654
大津労働基準監督署 TEL:077-522-6641

彦根労働基準監督署 TEL:0749-22-0654
東近江労働基準監督署 TEL:0748-22-0394

労働問題セミナーのご案内

近年、労働環境への社会的な関心がますます高まっています。良好な労使関係を築き維持していくためには、あらかじめ就業規則で労働時間や賃金をはじめ、人事・服務規律など、労働者の労働条件や待遇の基準をはっきりと定め、労使間でトラブルが生じないようにしておくことが大切です。そこで、近年の労働問題全般にわたる相談事例や企業で起こった労使間のトラブルの具体例を交えながら、トラブル防止のために知っておきたい就業規則のポイントについて、わかりやすく解説するセミナーを開催します。ぜひ、ご参加ください。

日 時 平成30年2月8日（木）10:00～12:00

場 所 滋賀県庁 東館7階 大会議室（大津市京町四丁目1番1号）

内 容 「ケーススタディで学ぶ!トラブルを未然に防ぐための就業規則のポイント」
講師：社会保険労務士 池田 英祐 氏

対 象 企業の人事労務担当者等

定 員 100名

主 催 滋賀県

申込方法 タイトル「労働問題セミナー」、所属、氏名、連絡先電話番号を記載の上、下記までファックス、Eメール、郵送のいずれかでお申し込みください。

申込締切日 平成30年2月1日（木）（なお、この日以降の参加申し込みは、お電話で承ります。）

【お問い合わせ／申込先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL：077-528-3751 FAX：077-528-4873
e-mail：fe0001@pref.shiga.lg.jp

参加無料

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
〒520-8577 大津市京町4-1-1
TEL：077-528-3751 FAX:077-528-4873
<http://www.pref.shiga.lg.jp/>
E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp